

事務事業マネジメントシート(令和4年度実績と令和5年度計画)

令和5年5月9日更新

事務事業名		地縁団体認可等事業				<input type="checkbox"/> マニフェスト関連		<input type="checkbox"/> 全庁横断課題関連		<input type="checkbox"/> 集中改革プラン関連	
総合 計画 体系	政策 施策 施策の柱	1 1 2	自治の健康 市民参画によるまちづくりの推進 地域づくり(まちづくり)活動機会の確保				所属部 所属課 所属班	総務部 総務課 総務・男女共同参画班	課長名 担当者名	坂本浩一郎 山隈和徳 (内線) 1227	
予算科目	会計 一般	款 2 項 1 目 1 事業連番 10350 根拠 法令	地方自治法第260条の2								
終了、開始年度		<input type="checkbox"/> 4年度で終了 <input type="checkbox"/> 4年度から開始	事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	(開始年度 (~ 年度)	18 年度)					

★事務事業の概要 (PLAN)

【事業の内容】	地方自治法の基づく「地縁による団体（以下、地縁団体という）」の認可による自治会の法人化支援を行う事業である。これまで、自治会では団体名義ではなく不動産登記が認められておらず、会長名義や複数の代表者による名義により登記され、財産を共有していたが、こうした個人名義の登記では、死亡や転居などで自治会の構成員で無くなった場合に、名義を変更するため、いろいろな問題が生じてきた。 そこで、平成3年4月2日施行の地方自治法改正により、自治会も地縁団体として法人格を得、自治会名で不動産登記が出来るようになった。 認可を受けるための要件がいくつかあるが、自治会の総会で認可を受けるための議決を得た後、市長へ認可申請を行い、市は内容を審査し、地縁団体の告示を行った後に認可を行う。 法務局での団体の法人登録は必要なく、市で認可台帳を整備する。認可を受けた自治会は認可台帳の写しを持って、不動産等の登記ができるようになる。合志市では、令和5年3月末現在、44団体が認可を得て法人となっている。認可を得た自治会は、代表者の変更や規約の変更については、その都度、市への届出と認可が必要となる。 令和3年の法改正により（令和3年11月26日から）不動産を保有する予定の有無にかかわらず認可が可能となった。
【業務の流れ】	【自治会での作業】地縁団体を受けるための事前相談（不動産所有や所有予定の有無などを含む）⇒自治会内での話し合い⇒地縁団体を受けるための準備委員会の設立⇒認可申請書の作成・規約の作成・構成員名簿の作成・財産目録の作成・団体印鑑の作成と登録申請⇒自治会総会での認可申請書・規約等の議決（議事録作成）⇒認可の申請 【市での認可申請の受理・審査・認可】認可申請の受理、団体の印鑑登録の申請受理⇒要件審査⇒起案・告示⇒認可申請書の交付、認可台帳の登録、印鑑登録台帳の登録⇒認可台帳の写しの発行、印鑑登録証明書の発行 【自治会での作業】印鑑登録証明書及び認可台帳の写しを添えて、法務局にて不動産を自治会名で登記。（登記が必要な場合）
【主な予算費目】	歳入のみ 認可台帳の写しの交付手数料（1件あたり300円）、印鑑登録証明書の発行手数料（1件あたり300円）
【意見や要望】	従来の地方自治法では、共有名義の所有者が既に亡くなり、登記簿上の財産相続人が行方不明であったり、海外に転出していりして、登記が難しいところが出ていた。平成27年施行された改正地方自治法では、共有名義の土地として実際管理所有してきた不動産等については、登記ができるようになつたため、一部の区から共有名義の不動産等について、地縁団体による登記を希望する相談があつている。

1 現状把握の部 (DO、PLAN)

(1)事務事業の目的と指標 ①手段(主な活動) 4年度実績(4年度に行った主な活動) (DO) 代表者変更・規約変更等の認可を行った。	新規・拡充区分 5年度計画(次年度に計画している主な活動)(PLAN) 総会や初寄りで代表者が変更になった場合は、地縁団体の代表者変更届出を受け付け、告示を行う。また、規約変更を行なう団体の規約を審査し、変更の認可と告示を行う。新たに地縁団体の認可を検討している自治会の相談を受ける。新たに認可申請の団体があれば、内容を審査し、居住する住民の半数以上の承認があれば、認可を行う。
①活動指標(事務事業の活動量を表す指標) ア認可申請数(新規) イ告示事項変更届出数	(単位) 件 件
②対象(誰、何を対象にしているのか) *人や自然資源等 不動産を保有する又は保有を予定している自治会や町内会	②対象指標(対象の大きさを表す指標) ア不動産を所有しており、未認可の団体数 イ
③意図(この事業によって、対象をどう変えるのか) 地縁団体として法人格を得させることにより、不動産を団体名義で登記し、保有できるようにする。申請に応じて、内容確認し認可する。	③成果指標(意図の達成度を表す指標) ア認可地縁団体数 イ
*③成果指標設定の理由と 5年度目標値設定の根拠 現在の自治会の不動産等の所有状況と事前相談の状況による。	総トータルコスト 全体計画 ～ 年度 0

(2)各指標・総事業費の推移			単位	2年度実績(決算)	3年度実績(決算)	4年度目標(当初予算)	4年度実績(決算)	5年度目標(当初予算)	6年度予定	7年度見込	8年度見込
① 活動指標	ア 件	0	1	1	0	1	1	1	1	1	1
② 対象指標	ア 件	24	22	25	24	25	25	25	25	25	25
③ 成果指標	ア 件	18	17	16	17	15	14	13	12		
	イ										
投 入 量	事 業 費 内 訳	国庫支出金 都道府県支出金 地方債 その他 繰入金 一般財源	千円								
		(A) 事業費計	千円	0	0	0	0	0	0	0	0
		(A)のうち指定経費	千円	0	0	0	0	0	0	0	0
		(A)のうち時間外・特勤	千円	0	0	0	0	0	0	0	0
	人 件 費	正規職員従事人数 延べ業務時間	人 時間	3 44	3 39	2 100	3 124	2 100	2 100	2 100	2 100
		(B) 人件費計	千円	173	152	398	471	398	398	398	398
		トータルコスト(A)+(B)	千円	173	152	398	471	398	398	398	398

事務事業名	地縁団体認可等事業	所属部	総務部	所属課	総務課
-------	-----------	-----	-----	-----	-----

2 評価の部 (C H E C K)

*原則は 4年度の事後評価、ただし複数年度事業は 4年度実績を踏まえての途中評価

目標達成度評価	① 4年度目標達成度評価	<input checked="" type="checkbox"/> 達成した	<input type="checkbox"/> 達成しなかった ⇒ 【原因 ↗】		
	② 5年度目標達成見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 目標達成見込みあり ⇒ 【理由 ↗】	<input type="checkbox"/> 目標達成は厳しい ⇒ 【理由と対策 ↗】 申請前から申請予定団体と協議を行い、申請後は速やかな認可が出来るようしているため達成の見込みがある。		
有効性評価	③成果の向上余地	<input type="checkbox"/> 向上余地がある ⇒ 【理由 ↗】	<input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がない ⇒ 【理由 ↗】 地方自治法に基づいた、適正な事務処理が行われている。 基本的に申請に基づいた審査と認可であるため、成果が向上する余地はない。但し、現状を維持していく必要がある。		
	④類似事業との統廃合・連携の可能性	<input type="checkbox"/> 他に手段がある (具体的な手段、事務事業)	<input type="checkbox"/> 他に手段がない ⇒ 【理由 ↗】		
効率性評価	⑤事業費の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒ 【理由 ↗】	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒ 【理由 ↗】 事業費はない。人権費のみ。		
	⑥人件費（延べ業務時間）の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒ 【理由 ↗】	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒ 【理由 ↗】 最低限の業務時間であるため、削減余地はない。		
公平性評価	⑦受益機会・費用負担の適正化余地	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒ 【理由 ↗】	<input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ⇒ 【理由 ↗】 特に事業費もないため、受益機会や費用負担の適正化余地はない。		
役割分担評価	⑧行政の役割分担の適正化	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒ 【理由 ↗】	<input checked="" type="checkbox"/> 役割分担は適正である ⇒ 【理由 ↗】 地方自治法の規定に基づく認可事務であり、役割分担は適正である。		

3 評価結果の総括 (C H E C K)

平成31年度申請・認可1件有り。

既に、登記名義が死亡したり、遠隔地へ移転したとしていて、地縁団体の認可を受けたとしても登記が出来ない区・自治会もある。

4 今後の方向性（事務事業担当課案）(A C T I O N)

(1) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・複数選択可

- 廃止
- 休止
- 目的再設定
- 事業統廃合・連携
- 事業のやり方改善（有効性改善）
- 事業のやり方改善（効率性改善）
- 事業のやり方改善（公平性改善）
- 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）

(2) 改革・改善による期待成果 (廃止・休止の場合は記入不要)

	コスト		
	削減	維持	増加
成果	向上		
	維持		
	低下		

(3) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策